事務所コラム

2019年10月7日(月) 東京R 5

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

振込手数料の負担はどっち?

集金に伺うのが売った側の責務なのか?

営業職も売るだけで終わりではありません。代金を回収してはじめて一連の商売が一区切りとなります。ようやく代金が振り込まれて、いざ完了と思っても、そこで先方から振込手数料が差し引かれていたら、ガックリしますよね。

振込手数料を差し引く側の会社の主張には、「昔から集金原則が商慣習と決まっている。満額欲しかったら集金に来い!」といった乱暴なものもあります。果たしてそれが正しいのでしょうか?

原則はどうなっている?

商売をするにあたり、契約書等で負担者 を明示していればそれに従います。もし、 そうした取り決めがなければ、民法や商法 の原則に従い、振込手数料は振り込む側の 負担となります。

商売人同士の取引に適用される商法では、 516 条で、債務の履行の場所は債権者の現 在の営業所であり、「顧客のところに集金に 行く」とは真逆です。

また、相手が商売人でない場合は民法が 適用されますが、ここでも 484 条で持参債 務の原則が規定されています。振込手数料 は弁済の費用ですが、民法 485 条で債務者 の負担とすると定められています。

よって、合意が無い限り、振込手数料は 債務者負担が原則なのです。

それでも振込手数料を差し引いてくる場合

債務の送金に際し、振込手数料を差し引いてくるところは、概して大きな会社が多いようです。昔からの商習慣だと思い込んでいるのか、代々先輩からそう躾けられてきたのか、業界の慣習なのかはわかりませんが、受取側からは、そうした態度は傲慢にしか見えません。

また、実際の銀行手数料額ではなく、一 律に864円とか87円とか差し引いてくるよ うな会社もあるようです。

対抗策としては、契約書・請求書等で、「振込手数料は振込人負担」と明記することです。それでも、発注側が偉いという態度で差し引いてくるところには、請求書額に振込手数料の金額を上乗せしましょう。

ただし、傲慢な会社はそれだけで取引を 打ち切ると騒ぎ始めるかもしれませんので、 注意が必要です。こっそり、商品代金に加 算しておく作戦が、波風を立てない賢い対 抗策かもしれません。



大会社だからこそ、ス マートにふるまえば 格好いいのに。